

野洲市提供資料

提 供 年 月 日	令和 7 年 8 月 20 日
担 当 部 課	都市建設部 土木管理課
担 当 者	馬 越
連絡先電話番号	077-587-7020

令和 3 年（ワ）第 504 号 建物収去土地明渡し等請求事件
に係る和解について（妙光寺地先の砂川廃川敷跡不法占有案件）

今回、標記に係る請求案件「令和 3 年（ワ）第 504 号 建物収去土地明渡し等請求事件（建物所有者：被告 A 居住者等：被告 B、被告 C 及び被告 D）」について、令和 7 年 6 月 13 日付で大津地方裁判所から和解の勧告があり、これを受け入れることとしたので、その報告をします。

なお、本件は、8 月議会において和解議案を提出します。

1. 訴えの概要

国有財産特別措置法に基づき平成 17 年 3 月 31 日に野洲市が国から「道路」として財産譲与を受けた砂川廃川敷地内において、現国道 8 号と国道 8 号野洲栗東バイパスを結ぶ道路（（仮称）砂川線）整備を計画していたところ、砂川廃川敷地内には約 60 年前から使用されている建築物が現存し、（仮称）砂川線の整備に支障となりました。

そのため、令和 3 年第 3 回定例会において、訴えの提起について可決をいただき、（仮称）砂川線整備に支障となる当該建築物の所有者等に対して、建物の収去及び土地の明渡しを請求しました。

2. 主 訴

- (1) 被告 A 所有の建物を収去し、土地を明け渡すよう請求
- (2) 被告 A が駐車場として使用していた一部分を明け渡すよう請求
- (3) (1) 及び (2) の明渡し済みまで、1 箇月当たり 143,869 円を支払うよう請求
- (4) 居住者等は、建物から退去し、土地を明け渡すよう請求
- (5) 訴訟費用は被告らが負担するよう請求

【状況写真】（2025. 06. 30 現在）



駐車場部分
（国道 8 号側から撮影）



建物部分
（国道 8 号野洲栗東バイパス側から撮影）

3. 和解勧告までの主な裁判経緯とその内容

令和4年（2022年）4月から令和7年（2025年）6月まで、24回の審判期日を経て、令和7年6月13日に和解勧告が発出されました。

当初は、野洲市からの訴えに対し争う姿勢を示していた被告らですが、（仮称）砂川線の整備が実現するものとして理解を示し、当該係争地を明け渡す準備がある旨の打診があり、今回大津地方裁判所からの和解勧告となりました。

4. 和解勧告の要旨

- (1) 野洲市と被告らは、野洲市が当該係争地を所有していることを確認する。
- (2) 野洲市と被告Aは、被告Aが当該係争地を権原なく占有していることを確認する。
- (3) 被告Aは、令和8年12月31日限り、当該係争地の建物（主たる建物及び附属建物を含む。）を収去して、野洲市に当該係争地を明け渡す。
- (4) 被告Aは、令和8年12月31日限り、当該係争地のうち資料2緑で着色した駐車場部分を明け渡す。
- (5) 居住者等は、令和8年11月30日限り、資料2オレンジで着色した建物部分から退去して、当該係争地を明け渡す。
- (6) 野洲市は、上記以外の請求を放棄する。
- (7) 野洲市と被告らは、本件に関し、この和解条項に定めるもののほか、債権債務がないことを相互に確認する。
- (8) 訴訟費用は、各自の負担とする。

5. その他

今回の和解が成立すると、令和5年11月に議決いただいた案件を含め、妙光寺地先の砂川廃川敷跡不法占有に係る「建物収去土地明渡し等請求事件」が解決することになります。

位置図

資料1

国道8号

野洲高校グラウンド

国道8号野洲栗東バイパス

縮尺 1 : 5000

100 50 0 100



国道8号野洲栗東バイパス

国道8号

⇒訴訟対象となっている砂川廃川敷跡

⇒令和5年に和解済み
建物は収去済み

⇒和解勧告対象の駐車場

⇒和解勧告対象の建物
(主たる建物及び附属建物を含む)

縮尺 1 : 1000

10 5 0 10 20